

国保税率及び後期高齢者医療制度の保険料率等が改正されます

問 健康福祉課 国保年金係 ⑦番窓口 TEL **65-3008**

和歌山県後期高齢者医療広域連合 TEL **073-428-6688**

◆国保税率

令和8年度から、湯浅町の国民健康保険特別会計の基金を活用し、医療保険分に係る所得割率・均等割額・平等割額を下記のとおり引き下げます。後期高齢者支援分・介護保険分については据え置きとなります。また、賦課限度額については医療保険分が増額となり、子ども・子育て支援分を新設します。（湯浅町においては医療保険分を引き下げること、一部の方を除き、税負担は軽減される見込みとなっております。）

		令和7年度	令和8年度	比較増減	賦課限度額	
					令和7	令和8
医療保険分	所得割率	9.10%	7.80%	-1.30%	660,000円	670,000円
	均等割額	27,500円	26,300円	-1,200円		
	平等割額	23,600円	22,800円	-800円		
子ども・子育て支援分	所得割率	—	0.30%	0.30%	—	30,000円
	均等割額	—	1,191円	1,191円		
	平等割額	—	766円	766円		

◆後期高齢者医療制度の保険料率

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等（表1）が決定しましたのでお知らせします。子ども分の保険料率は令和8年度の料率で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します。なお、令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

（表1）

		令和7年度	令和8・9年度	比較増減	賦課限度額	
					令和7	令和8・9
医療保険分	所得割率	11.04%	10.36%	-0.68%	800,000円	850,000円
	均等割額	54,428円	58,748円	4,320円		
子ども・子育て支援分	所得割率	—	0.25%	0.25%	—	21,000円
	均等割額	—	1,385円	1,385円		

所得の少ない方には、世帯の所得状況に応じた軽減制度が適用されます。（表2）令和8年度は、軽減割合の引き上げ（7割軽減）と対象範囲の拡大（5割・2割軽減）を行います。

（表2）

軽減割合	令和7年度【参考】	令和8年度
7割軽減 ※	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+30.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+31万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+56万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+57万円×（被保険者数）以下

※令和8・9年度の医療分に限り、7.2割軽減となります。

今回から子ども・子育て支援金制度によるご負担をお願いします。国民健康保険・後期高齢者医療保険の子ども子育て支援金制度についての詳細はこちらからご確認ください。



▲子ども家庭庁
ホームページ



▲子ども家庭庁
公式note

